

第四章 近・現代

史料解説

一、城崎地域の近・現代史料

行政文書 地方自治体史の執筆にあたり、行政当局の政治内容を系統的に知るための基本史料は、各戸長役場や、市制・町村制施行後は市・町・村役場に記録された行政文書である。しかし

旧城崎町関係の場合、大正十四年五月の北但大震災でそのほとんどが失われたとみえ、城崎町議会記録や温泉を管理する湯島区議会記録は震災以降しか保存されていない。また内川村関係も、太平洋戦争後から昭和三十年二月の町村合併までの村議会記録はほぼ現存しているが、戦前の分の所在は不明であった。これらを補うものとして戸島区有文書・今津公民館文書・来日公民館文書や内川村誌編纂の過程で収集された内川村誌史料があるが、北但震災以前の湯島地区の行政文書が少ないことは変わらない。したがって本文編執筆にあたっても制約を受けた。

この他、城崎小学校には明治中期以降の学校日誌が保存されており、本文編での史料として大いに参考になった。一日あたりの叙述は簡単であるが、とくに戦前期は学校内の行事だけでなく城崎町域のものにも触れているので教育・社会風俗の貴重な史料となっている。この日誌は城崎小学校創立百周年記念誌編集委員会編『城崎小学校百年史』（城崎小学校創立百周年記念事業委員会、昭和五十三年）にかなり引用されているので、今回の史料編には紙幅の都合上、収録しなかった。

各家所蔵 楽々浦の瀬崎藤右衛門・今津の上崎茂・桃島の秦忠雄・原田昇吉家のほか、湯島の坂本文
 文 書 也・藤野力家などの御協力で、貴重な史料を多数収集することができた。本文編で活用さ

せて頂いたのはもとより、その一部を史料編に収録した。各家所蔵の文書にも行政文書同様、北但大震災
 以前の湯島的情況を伝えるものはほとんど発見されていない。

なお、史料編の付編で解説する「石田松太郎手記」（湯島の石田弘家蔵）は、石田松太郎が古老から聞
 いた話も含め、明治初年から昭和戦前期までを回想したものである。北但大震災以前の湯島地域に関する
 一次史料の不足をかなり補う貴重な記録である。

新聞と当事者 近・現代史の史料として新聞は、行政文書や各家所蔵文書に勝るとも劣らない価値をも
 の 談 話 っている。もちろん新聞記事には記者の主観、社の方針が反映されているので、事実と

の間にある程度のズレを生じるおそれが常にあるが、一次史料とよばれるものや手記・回想録の類でも筆
 者の主観が混じることは同様であり、使用する際に注意をすればよいのである。新聞記事には系統性があ
 るのも特色で、断片的な一次史料の理解を助け、また、一次史料が震災・火災などで失われている場合に
 は、新聞のみが唯一の史料となることが多い。

『城崎町史』では、但馬地域の自治体史としては初めて、本格的に新聞史料を活用することを目指して
 収集に努めた。一次史料のほとんどない但馬の自由民権運動については、『大坂日報』や『立憲政党新聞』
 （京都府立総合資料館所蔵マイクロフィルム）を、また初期議会期から北但大震災前に関しては、『神戸
 又新日報』・『神戸新聞』（神戸市立中央図書館所蔵マイクロフィルム）を活用した。また内湯問題に関し
 ても『神戸又新日報』・『神戸新聞』で史料を補った。敗戦後から町村合併までは『神戸新聞』（但馬版）

(豊岡市立図書館所蔵)の記事の助けも借りた。

その他、本文編では内湯問題・戦後の民主化運動・町村合併などについて、故伊賀市太郎・片岡真一・千葉実・塚本俊三・出口光治・中島謙治郎・早川道夫・平井亀雄・故藤原金太郎・古池信一・増田毅一氏など、当時の問題に関わった諸氏から貴重な談話を伺うことができた。

以上の新聞記事と談話は、量的に厩大であり、今回の史料編には紙幅の都合上すべて割愛した。新聞記事は各図書館で、公開されており、記事を捜す手間を別にすれば閲覧しやすいことも考慮してのことである。

(伊藤 藤之雄)

二、近・現代史料の概要

1、明治維新と布達

「明治維新と布達」として掲載している史料は三つの種類からなっている。一つは、久美浜陣屋から矢つぎ早やに出された布達であり、二つには明治十一〜十二年の物産取調べ史料、三つめは楽々浦小学校の学校経費を示す史料である。いわば明治初期の政治(布達)、経済(物産)、教育に関する史料ということになる。

(1)、久美浜陣屋の布達

久美浜陣屋、久美浜県庁から出された一連の布達は幕末から明治初年にかけて天地の逆転、昨日の社会体制が今日はずでに変動しているという激動の時代に懸命に対応しようとする政治の姿勢を示している。

布達の中では、民衆済度の教法に背き、封建教学に墮し、民衆の分裂支配の支えにすらなっていた仏教に批判の目を向け、明治新政の「光輝の基」になる仏法への転換と研究練磨を強く求めている。ほとんどの仏教寺院が封建権力に寄生し、衆生済度の原点を失っていたことへの批判はその限りにおいて正しかった。

また、久美浜陣営官軍執事の達書は明治新政の正当性を封建時代の「大公儀の百姓」を「中古以来の武家の押領」の結果であったとし、本来「四海の民はすべて天子の百姓」であったとして明治新政の正当性を主張している。そして、その天皇制正当性の具体化として、洪水など災害時に幕吏によって貸付けられたものをすべて帳消し（悪政の除去）にするとか、但馬国支配地の銀納制を銀納以前の状態にもどす（制度の改革）とか、富者のみが利益を得る税制を改め、窮民救済の道を立てる（不公平の是正）等々公正の政治を約束している。しかし、その一方においては、封建時代の触書と同質の布達を出し、徒党の禁止など厳しい規制をしいている。

(2)、明治初年の経済—物産の取調べ

城崎町域の各村の「物産取調書上帳」は各村の田畑の反別・物産とその収穫量、価格等が克明に記載さ

れている。物産としては米・もち米・大麦・小麦・粟・黍・大豆・そば・甘薯・馬鈴薯・蘿蔔（大根の一種）・麻・楮皮・繭等々多くの品種にのぼっており、その値段も米一石で三円二〇銭、小麦一石二円一〇銭であった。いずれにしる明治十一、十二年の農業生産の実態、城崎町域の特産物（生糸・楮外）特有海産物など知る好史料である。

(3)、楽々浦小学校の経費

明治期の教育については寺小屋・村落学校・地域小学校といった制度的研究は多いが、その学校、教育を支えた経費の実態を解明した研究は少ない。それはこうした学校の諸経費を詳細に記した史料の不足が原因になっている。

本史料によると、一戸あたり七銭（明治十八年からは一戸あたり九銭八厘四毛）の教育費の学区内集金が教育費の土台を占め、それによって書籍の購入、教員の給料等が支出されている。

給料の実態をみると、学務委員が一月八円、補助員四円九〇銭、助教員が一円一〇銭から一円四〇銭、

(表 I) 楽々浦小学校の収入経費

項目	金額	割合
繰越金	70円48銭3厘	44.01%
文部省補助金	2 05 0	1.28
地方税補助金	9 42 5	5.88
共議費	72 66 0	45.37
授業料	5 52 0	3.45
計	160円13銭8厘	

(計の金額は各項目の集計と一致しない)

(表 II) 楽々浦小学校の支出経費

項目	金額	%
教員給料	48円00銭0厘	39.98%
諸備給	13 80 0	11.49
書籍器機費	4 08 2	3.40
営繕費	33 80 0	28.15
薪炭油費	3 65 6	3.05
諸雑費	16 73 4	13.93
小計	120 07 2	
残(繰越)	40 24 0	25.14
計	160円09銭3厘	

校僕（現在の校務員）が一円一五銭であった。出張旅費についてみると、旅費の支給は「学区内の巡回旅費」と郡役所への出張旅費の二つにはほぼ限定されていた。楽々浦小学校の旅費予算は学区内巡回旅費が九円八四銭、郡役所への出張旅費が八円六〇銭とほぼ同額に近いものであった。旅費積算の基準は一里につき七銭、宿泊代が三〇銭と規定されていた。

楽々浦小学校の明治十三年七月～十二月半期の経費は表Ⅰ、表Ⅱの通りである。

収入経費の中で文部省補助金（一・二八％）地方税補助金（五・二三％）の占める割合はわずか六・五％にすぎず、共議費・授業料など住民負担によってすべてまかなわれていた。また支出経費も教員の給料、諸備人給に四割近い額をあて、純教育支出の書籍器機支出は二・五％余にすぎなかった。

また、授業料の徴収状況をみても楽々浦小学校児童数三四名のうち六銭を納める「上等」八人、四銭を納める「中等」九人、二銭を納める「下等」一〇人、そして二銭の授業料すら納められない「無授業料」が七人という状態であった。

（安達 五男）

2、明治中期の社会

史料（二〇）は、明治十四年井上馨参議兼外務卿・山県有朋参議ら明治政府の高官と、森岡昌純兵庫県令が湯島を訪れ、それぞれ油筒屋（戦後ゆとうや）・大津屋・三木屋に滞在した際に三旅館が内湯を設置し、油筒屋（西村六左衛門）と三木屋（片岡初太郎）がその後も内湯を継続したことに端を発する明治の内湯問題の和解約定書である（『城崎町史』本文編五一〇～五一二頁）。史料の関係者の大江甚助は、隣村

瀬戸村（現豊岡市）で回船業を営む豪商であった。解決の内容は、内湯条例が制定されるまで、いずれの内湯も湯方（旅館の有力者達）の管理に任せるということで、事実上各家の内湯を廃止するものであった。その後の内湯条例制定への動きは不明であり、また内湯そのものは昭和初年の内湯問題の発生までは設立されていない。

史料（二一）～（二三）は、明治政府が明治十三年から実施した松方財政とよばれる財政緊縮政策の下での農村の不況と、農民たちの節約の様子を示したものである。その中で初午・婚礼・仏事など（二一）や、芝居・狂言・盆踊など（二三）の庶民生活・娯楽が想像される。文書所蔵者の瀬崎藤右衛門・秦忠雄・上崎茂各氏の家は、当時それぞれ楽々浦村・桃島村・今津村の豪農であった。

3、勤儉奨励と農業の近代化

日露戦争と 史料（二六）・（二七）は日露戦争中の儉約申合わせを記したものである。（二六）は開庶民の生活 戦の直後に出されたものであり、寺社参りや各種儀礼・娯楽・嗜好品等の自粛を事細かに定めている。（二七）は戦局も大詰めの時期に、二度にわたって決議されたものであるが、節約・自粛の他に、出征軍人遺族の困窮者に対する具体的な援助方法についても話し合われている。

日露戦後の 史料（二八）～（三〇）は日露戦争で疲弊した農村部を中心に、経済と思想の建て直しを村の近代化 目指した地方改良運動を示す。これは第二次桂太郎内閣の平田東助内務大臣らにより、明治四十一年の戊申詔書をきっかけに、本格的に推進されてゆくことになる。（二九）は、従来の仕来り

あつた慶事の配り物を廃し、その代わりとして慶事の種類と財産の多寡に応じて決められた額を、部落の貯金に納めることによって、村の財産を形成しようというものであつた。(三〇)は、日常のひとりひとりの節約貯金を奨励しようと、貯金組合の設立要領をいくつか挙げた布達である。このほか共同苗代組合(二八)など、農業生産力を向上させるための農業の近代化の指導もあわせて行われた。このような地方改良運動では、全国的に模範になる町村の選定と町村治績の表彰などの他、町村基本財産造成のための部落有財産の統一などが実施されたが、現城崎町域での展開の実態は定かでない。

4、大正・昭和初期の国民教化運動

原内閣 史料(三二)～(三六)、(三八)～(四一)は民力涵養運動の史料である。原敬内閣(政友会)と農村友会)の床次竹二郎内務大臣は、大正八年三月一日民力涵養運動の史料である。原敬内閣

(政友会)の床次竹二郎内務大臣は、大正八年三月一日民力涵養計画の趣旨を公表した。運動の内容は第一次大戦後のデモクラシーの空気の中で高まってきた農民運動や労働運動に対抗するため、単に祖先崇拜や勤儉貯蓄という精神的側面を強調するのみならず、産業組合・信用組合組織という流通や農業経営の合理化、さらに戸主会、婦人会の組織といった民衆の自発性の尊重をも考慮に入れたものであつた。しかし財政的な裏付けを伴わない官制のこの運動は、全国的に十分な成果を挙げ得ずに尻すばみに終わつていった(『城崎町史』本文編六六一～六六三頁)。史料(三四)や(三五)のように城崎郡レベルでは産業組合や養蚕集談会のような農業の近代化を目指す要素が示されているが、内川村を例に見ても(三八～四一)、

また隣りの豊岡町・八条村・五荘村などの現豊岡市域においても（『豊岡市史』下巻三九三―三九六頁）、勤儉節約の申し合わせを中心に実施されたにすぎない。全国的にも民力涵養運動が政治的に大きな効果を収めたという実証はいまだになされておらず、金原左門『大正期の政党と国民』（塙書房、一九七三年）のように民力涵養運動の政治的意味を高く評価する見解は疑問である。むしろこの種の史料は先の地方改良運動の史料やつぎの国民精神作興運動の史料同様、当時の社会風俗・習慣等の民衆生活を、勤儉規定の中にうかがい知ることができる点で興味深い。

関東大震災後 史料（四二）は、第二次山本権兵衛内閣の大正十二年十一月十日の国民精神作興に関する農 村 詔書に始まる国民精神作興運動の波及を示す。城崎町の勤儉節約の申し合わせである。（四三）・（四四）は、浜口雄幸（民政党）内閣下で昭和四年八月から始まっている公私経済緊縮運動の影響をうけた勤儉申し合わせで、二見地区と内川村来日婦人会のものである。昭和四（一九二九）年十月のウォール街の株式暴落に始まる世界恐慌の打撃は、昭和五年になると日本へも深刻な影響をおよぼし始め、そうした中でこのような申し合わせがなされたのである。

5、北但大震災復興と昭和恐慌

城崎町の 史料（四五）―（五八）は大正十四年五月二十三日の北但震災で城崎町が大きな被害を受
復興計画 けたうえ、世界恐慌の影響で起こった昭和恐慌の打撃の追い打ちも重なる悪状況下で、城
崎町が復興事業に取組んだ様子を示す史料である。

史料(四五)は震災当時の西村佐兵衛町長が国・県より多大の資金援助を得て、単なる復旧にとどまらない。大規模な町の復興計画を構想していたことを示す。西村佐兵衛は、明治十五年一月十五日生れ、豊岡中学を経て東京専門学校(現早大)に進んだが家業の都合で中退、明治四十年に区議(満二十五歳)、明治四十二年に町議となつて以降、城崎町内の要職を歴任、大正十三年満四十二歳で町長に就任した。城崎町の最有力の一つ、西村屋の当主である。史料所蔵者の坂本誠一(文也の先代)は旅館業、昭和七年十二月二十三日〜十一年七月三日まで町名誉助役(うち九年二月十四日〜十一年八月二十日まで町長代理)を勤め、内湯問題では反対派の中心人物の一人であつた。史料(四六)は西村町長の復興事業の内容を具体的に示すもので、現在の城崎町中心部の骨格が形成されていく様子や、復興事業が膨大な借入金によりまかなわれたことがわかる。

不況に 昭和二年の金融恐慌や昭和五年からの昭和恐慌は、震災から立ち直りかけた温泉の浴客数
苦しむ人々の回復を阻害した。それは町税や水道料などの滞納の続出を招き、町政に深刻な問題となつた(四七・四八・五〇・五一・五三・五五・五六・五八)。史料(四九)が示すように借入れした旅館
復旧資金一〇六万余円の償還も困難となり、償還年額変更申請が出された。また不況下で物価が下落し、
相対的に高くなつた電燈・電力料金の値下げを求める動きもおこつた、昭和五〜六年と昭和八年秋に豊岡
町商工会を中心に京都電燈会社に対する電燈料金値下げ運動が起き、城崎町の人々も商工会を中心に参加
した(『城崎町史』本文編七五〜七五三頁)。史料(五二)によると、要求が実現されないなら丹但の供
給区域を買収し、町村組合でひとまず経営し、後々料金の安い中国合同電灯会社に譲渡する案も町会で審
議されている。史料(五七)は経済不振の城崎町が昭和十四年に兵庫県から経済更正指定町の指定を受け

たことを示している。

6、内湯問題と温泉の近代化

内湯問題

ここでは川島武宜監修・北条浩編『城崎温泉史料集』（城崎町湯島財産区、昭和四十三年）に掲載されていない新発見の史料など、内湯問題の重要史料をとりあげた。城崎町会は昭和五年六月以降内湯反対派が有勢となる（『城崎町史』本文編七三八―七四二頁）。史料（五九）・（六一）は内湯反対派主導の町会の様子を示している。（六一）は町民騒擾となった昭和十一年四月一日の内湯反対町民大会へむけて、内湯反対の声が強まってゆくことを示す史料である。三月十日の戸主会には坂本町長代理や須原助役らも出席して内湯反対演説をするなど、町の行政当局と内湯反対派とのつながりを公然と示し、また三木屋（片岡平八郎、内湯推進派の中心旅館）の焼き打ちという声も出ていることが注目される。（六三）は四月一日の町民大会について、町当局が町側の弁護士に送った報告書である。

保養温泉の 史料（六〇）は、城崎町の依頼により東京帝大名誉教授本多静六博士が昭和七年十月一日
構 想 に行った、城崎温泉の今後のあり方についての講演の内容である。本多は温泉場が湯治本

位のものから保養目的のものへ変わりつつある状況をふまえて、城崎温泉の発展策を論じた。観光・娯楽・交通・食生活などさまざまな社会生活の分野で、太平洋戦争後一〇―一五年かかって成長してきた諸現象の基本は、すでに昭和初期に現われていたとみてよいであろう。本多の提言の内容は当時の中産階級の関心を反映したものであり、昭和初期以来の日本の観光の歩みの戦前・戦後の連続性を理解することがで

きる。(六四)は昭和十三年前半に町当局が兵庫県に提出した城崎温泉の発展を目指す嘆願書で、本多の提言の影響もみることができる。しかし前年の七月の蘆溝橋事件を契機に日中全面戦争に向う時期であり、文中で削除と注記された箇所以下(城崎・竹野間および港・竹野間の自動車道路やスキー場の拡張又は新設など)は、時局を考慮して削られたものであろう。

史料(六五)・(六六)は昭和二十五年三月の内湯問題の和解による調停条項および内湯条例要項にもとづいて出された城崎温泉利用条例とその細則で、以降の城崎温泉管理の基礎となったものである。

7、戦時体制の進展

準戦時への道 大正十五年四月二十日、第一次大戦後のデモクラシー気運の高まりに対抗するため、軍事訓練所令が公布された。こうして各地の小学校や実業補習学校に青年訓練所が併設されるようになった。

史料(六七)は右の政府の方針にもとづいて出された城崎町・内川村地域に関する議案である。もつともこの時期はまだ政党政治の時代であり、設立理由にも軍国主義色は前面に出されず、青年の心身の鍛練と資質の向上、兵役の在営年限の短縮と国家産業の進展への功用を述べるのみである。

史料(六八)は昭和十年段階の城崎町・内川村の学校組合会議において、児童間の階級意識の撤廃が議論されていることを示している。昭和六年に満州事変が始まって三年半後のこの時期に、児童間に階級意識が高まり問題化したというより、準戦時体制が形成されてゆく中で、挙国一致の空気を醸成する必要上、

階級意識の撤廃が強く意識され出したことを表わすものである。

準戦時体制下の選挙粛正運動は、岡田啓介内閣の下で昭和十年五月八日公布された選挙粛正委員会令にもとづいて始まった。史料（六九）は城崎町での町会議員選挙に際して、城崎警察署と内川村役場が出した選挙粛正を指す通達である。選挙粛正運動は知事を会長とする選挙粛正委員会を各道府県に設置し、協力団体の選挙粛正中央連盟と共同で、政党を中心とした選挙の腐敗を正そうとしたものであった。しかしそれは選挙運動の自粛や制限を伴うため、選挙を不活発にしていた。またこの運動は内務省が運動を指導し、壮年団・青年団・帝国在郷軍人会や、部落会・町内会を利用したもので、戦時下に国民を戦争協力に動員する原型となった。

戦時下の社会 昭和十六年十二月八日、日本はアメリカをはじめとする連合国と開戦し、従来の中国との戦争に加えて全面化した戦争を遂行するため、戦時体制の強化、経済統制の強化が進んだ。

城崎町においても主要工業である麦稗細工などを軍需用品として利用することが検討され、昭和十七年二月一日以降衣料品切符制度が施行された。また軍事費への政府の歴大な支出により、急激なインフレが生じて経済が破綻しないように、政府の指導で国民貯蓄組合を結成させることにより国民の消費支出が抑制された（七〇）。麦稗細工産業の伝統を軍用に生かすよう、軍人用弁当箱を杞柳で作ることが奨励され、昭和十八年十二月にその原材料の生産供出組合として、城崎町飯菜骨柳生産供出組合が結成された。また城崎町が二〇〇〇円の補助金を与えることも決められた（七四）。

帝国在郷軍人会の活動も戦時体制の進展とともに活発化した。在郷軍人会は、日露戦争後各地にあった退役軍人の尚武的団体を統合して、明治四十三年十一月に結成されたものである。史料（七一）は、昭和

十八年の日本軍のガダルカナル島撤退、アッツ島守備隊全滅など日本の戦局が不利となり、理工系以外の学生の徴兵猶予が撤廃されて学徒出陣が始まるような緊迫した情勢の中で、第三十九回陸軍記念日に際して在郷軍人会城崎町分会が出したものの。兵器・物資の不足が問題となり、飛行機献納運動も各地でなされるようになって、城崎町でも昭和十九年六月十六日城崎町民号が海軍に献納された（七二）本文編七七〇頁に写真）。また七月十五日には帝国在郷軍人会城崎町分会防衛隊員も任命された。（七三）しかし、戦局がますます悪化し、多くの予備役軍人や青少年が軍や軍需工場に動員・徴用されたり、志願したりしてゆく中で、町内には老人・子供と女性の割合が高くなり、在郷軍人会などの活動は、組織の充実と反比例して弱まってゆくのである。

8、戦後の民主化と町村合併

町村再結成 昭和二十年八月、第二次世界大戦に敗北した日本は、アメリカ合衆国を中心とした連合構想と民主化 国軍の占領下に入り、政治・経済・社会のあらゆる方面で民主化を進めるよう強い指導

を受けた。日本国内でも、古い制度を改め新しい社会を作ろうという動きが活発化してゆく。昭和二十一年二月、進駐軍のラモート中佐の主導で豊岡町・城崎町・日高町・出石町をはじめとする北但馬一四カ町村の合併構想が突然浮上し、大問題となった。城崎町はこの案に賛意を表している（七五・七六）。しかしこの合併問題は、ラモート中佐と豊岡町が中心となってかなり強引に進められたため、関係町村の自発性の尊重や利害の調整は不十分であり、三月のラモート中佐のアメリカ本国帰国により立ち消えになった

（『城崎町史』本文編七九七〜七九九頁）。その後昭和二十二年十一月から城崎町は、城崎町・港村・竹野村を含んだ城崎都市計画区域についての検討を始めるようになった（七九・八〇）。これは後の町村合併のプランの端緒といえる。

敗戦直後の政治の民主化運動の主体として、青壮年の自主的な政治組織が果たした役割は大きい。城崎町においても城崎町青年団・城崎同人クラブ・城崎自由人クラブなどが活動した（『城崎町史』本文編八四九〜八五一頁）。中でも城崎同人クラブは、戦後の混沌とした思想状況の中で、町政の民主化を目指した団体として興味深い（七七）。

町村合併

昭和二十八年九月、吉田茂内閣のもとで町村合併促進法が三年間の時限立法として公布された。城崎関係地域では、豊岡市が城崎町・内川村・港村や小坂村・神美村・奈佐村・国府村・八代村との合併を構想し、城崎町が内川村・港村との合併を考えていたために、両者が対立した。城崎町会は内川村との合併に熱心な態度を示し、昭和二十九年三月三十日には城崎町の町村合併委員八名が選挙された（八一・八二）。内川村も五月二十二日の村会で、城崎町の意向に応じる姿勢を正式決定する（八三）。しかし港村は七月三日豊岡市との合併を正式決議したので、九月二十二日、城崎町と内川村がとりあえず合併し、新城崎町を置くことをそれぞれの議会で決定した（八五・八六）。こうして新城崎町が昭和三十年二月一日に発足する。

合併前の城崎温泉の状況と発展への計画は史料（八四）に詳しい。それによれば、泉源区（新泉源開発）・宿泊区（二四〇〇人を宿泊させる町立の簡易宿泊施設の新設などで、合計収容人員五四〇〇人とする）・商店区・保健休養区（町営の温泉プール・総合運動場・遊園地などの新設、既設の外湯の拡充）・医療区（病

院・温泉研究所と付属の温泉療養施設の五区に分割した地区の整備・拡充が考えられていた。また合併後の新城崎町の建設計画に関しては(八八)がその基本方針を示している。内容は、天恵の温泉を有する温泉観光地として、四囲の連山を保護開発し景勝地を形成するとともに厚生施設を充実させることと、農業の改良を農業用水の整備・耕地整理・農道の新設改良などを進めることにより実行することであった。もつとも温泉観光都市の城崎地区と農村地帯の内川地区をどのように有機的に相互発展させるかは困難な問題であり、当時は議論を尽くす余裕もなかったので明確にはされていない。

(伊藤之雄)

第一節 明治維新と布達

1、久美浜陣屋の布達

一、仏徒にたいする研究練膽の達書

(岩本徳兵衛家所蔵文書)

達書

一 仏徒諸宗釈氏濟度之教法ニ背き中古以来仏法護国之旨趣ニ違候者茂有之不都合之次第故御一新之今日ニ至り是迄之旧弊を改学文勉励朝敵降伏皇国光輝之基被相立仏法永久丹誠を擬し濟度之実切候様可心得事

一 耶蘇ハ邪法といへ共西洋各国其教を受民人濟度の実を本とす然ニ仏氏之徒其実を失ふ時ハ不得已ヲ仏法却而邪法と被唱候ニ立到り候間有才之耶蘇と議論ニ及とも正邪判然彼ニ不被压倒様今日より研究練胆可致事

慶応四年

久美浜

戊辰正月

陣営

官軍執事

丹後 寺院
但馬 国

二、久美浜陣営官軍執事の達書

(岩本徳兵衛家所蔵文書)

達書

一 四海之民惣而天子之百姓ニ有之候所中古以来武家之押領ニ相成不蒙天澤様之姿ニ成来候此度復古之御大業被為立候上者往古之通是迄徳川之領地総而被召上

天朝御領ニ相成候事実ニ冥加至極之次第小前末々ニ至迄精々頭百姓ノ為申聞難有可心得候事

一 親孝行者人倫之大本深ク相心得可申候若不孝之徒於有之者可被処重刑ニ候間可申出候尤孝心之者且兄弟家内陸舖相暮一村之模範ニも相成候族ハ御褒賞被為行候間速ニ可申出事

一 火付盜賊者速ニ可被為処嚴刑ニ候旨心得違無之様可致候事

一 是迄御領と僭称致居候徳川領地百姓共徳川の暴威を借り武士等ニ無礼之条有之趣此上右様之心得違有之間敷事

一 当節薩長と偽り諸方徘徊シ百姓町人共を驚惑為致候有之候得ハ早々可申出事

一 徳川ニ從ひ候叛逆之敗卒落人令潜伏ニおゐて者可為曲事早々申出御沙汰を可受候事婦人老年之もの共落

来り候を猥りニ苦免申間敷精々勞り置可申出事

一 金相場願之通当分之所百八匁ニ相定被仰付候事但シ

無歩差正銀札之事

一 去々寅年洪水ニ付種粃夫食代として先幕吏共の貸付

候分帳面之通上納御容赦被仰付候事

一 但馬国支配地之分銀納之処当辰年分前々之通四割五

歩下ケ上納被仰付候事

一 丹後国支配地上納之処当辰年分五歩米納五歩銀納被

仰付候事

一 丹後但馬檢見村々拾五ヶ年平均を以定免被仰付候事
一 村々貯穀之義者谷河川者実無之趣ニ付此後被廢追々
別ニ肝要之御新法可被仰付候事

一 鉄砲証文村中小入用帳以來被廢候事

一 上納免合御容赦之御沙汰ニ付田畠有徳之者而已利益
を得候次第ニ立至リ候義朝廷之御趣意ニ背き候間

急々窮民取調被救方御法被為立候ニ付□寡孤独ハ勿
論窮民之人口家数早々調立可申上候事

右之条々從

朝廷被仰出候間百姓一同小前末々ニ至迄厚心得御奉

公筋相勤産業無惰勉勵可致候事

慶応四年 久美浜

戊辰正月 陣營

官軍執事

丹後 但馬 村々江

三、王政復古と農兵取り立ての達書

(岩本徳兵衛家所蔵文書)

達書

一 王政復古ニ付而ハ是迄幕吏之旧弊越相改土民安堵之御所置被為仰付候間聊疑惑致間舖候事

一 今度は迄關東支配致候土地者惣被召上

天朝御料ニ被復候間此旨厚可心得候事

一 此度山陰道為総督西園寺殿丹波福知山ニ御出張被為在候者賊徒御追討下民為鎮撫御発行之義ニ付是迄難澁之仕法等者歎願被為聞候間早々可願出候事尤今日之騷擾乘し百姓共多人數相集一揆等相企候節者賊徒同様被加誅戮候間凡而心得違無之様鎮靜可致候事

久美浜

慶応四年

官軍執事

戊辰正月

当支配所

村々 百姓共江

達書

一 今度農兵御取立被為成候間勤王有志之輩ハ当陣當江

願出可申候事

久美浜

慶応四年 官軍執事

戊辰正月

四、御一新につき徒党禁止等の触書

(泰忠雄家所蔵文書)

御触書

從來村々ニ於而若者と唱へ年少之輩公然党與ヲ結び婚姻祭葬等之節ハ相集而飲食越貪り或は年之豊凶世之形錢をも不顧角力芝居を催之或ハ血氣之処業を恣ニせんと相謀而村長家老之教誡を不用或ハ□ニ事寄せ湊ニ人々を打擲致等其弊害不可枚挙旧染御一新之近日右様之悪弊越棄惜候而ハ大切之御趣意ニ相背き淳朴之風俗ニ立謀り候□無之ニ付自今若者と称し年少之輩党與を結び候義堅令停止候間村長家翁共此旨相心得子弟たる

もの心得違無之様篤登可致教誠候也

右ニ准じ万事心掛檢約を相守家業出精致事

天朝之御趣意奉感載心得違無之様可致候若相背輩有之

ニ於而ハ探索之上吃度咎可申付候事

右之通り小前末々迄不洩様可申聞置候事

久美浜県

御役所

巳八月

右御停止被仰付候ニ付廉書左ニ記ス

一嫁取婿取改名年賀初節句祝儀不祝儀とも因縁家丈ケ

二而村祝儀固く無用之事

付隣村付合諸見物都而仲間ニ而他行致間敷候事□ニ

事寄せ争論かたく停止之事

一若者仲間道具名付候品村役人預之事

右ハ御一新ニ付諸事悪弊御一洗之御趣意ニ付若者並

小供仲間と称し候義被廢候間其旨可相心得尤其村之

了見ニ寄り改而良法編製可勝手事

明治二年巳九月 城崎郡中

五、久美浜県庁よりの達書

(秦忠雄家所蔵文書)

先般八月十五日迄御救助可下趣相達置候処近年連々之凶荒ニ而血恨庶之靡弊一方ならず実ニ憫然之至ニ付格別之処置を以夫々十七日後四十五日分御救助被下候間御仁慮之程深惑載し学業無懈怠十月以後之暮方を今日より精々心掛其跡ニ至り俄ニ当惑不致様兼々村役人共心を付放逸怠惰を警戒し勤儉勉農を勸誘説諭可致候也 右之趣小前末々迄無洩可相達事

午八月

県 県庁

六、年貢皆済期日につき久美浜県の通達

(秦忠雄家所蔵文書)

諸国御領所御年貢皆済期日定

一丹波国

金方正月京都會計官

米方四月同断御藏

皆済之積

久美浜県

一 播磨国

御役所

金方正月京都會計官

巳ノ八月

蕨ハ米方三月大坂御藏

皆済之積

一 但馬国美作国

2、物産の取調べ

金方正月京都會計官

蕨ハ米方四月大坂御藏

皆済之積

七、結村の物産取調べ

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

一 丹後国

金方二月京都會計官

蕨ハ米方六月大坂御藏

皆済之積

右者去辰八月中於西京御布告之趣も有之候処書面之通

相達候間其旨相心得金方之分者取立次第可成事年内中

上納方取計米方登も期日以前皆済相成候様精々尽力取

計可候事

六月

民部官

右之通今般夫々於東京被仰出候間小前末々迄不洩様為

申聞期日無相違様急度相心得可申候也

(表紙)

<p>明治十一年二月</p> <p>物産取調書上帳</p> <p>結邨</p>

結邨

田反別八町三反壹畝廿八步

一、米五拾八石五斗九升六合

三石二付

田反別七町八反壹畝廿八步

一、糯米三石式斗五升

三石三錢

田反別五反歩

畑反別四町九反四畝拾六歩

一、大麥拾五石壹斗壹升五合

畑反別貳町三反貳畝拾六歩

一、小麥九斗六升

畑反別三反貳畝歩

一、粟貳斗

畑反別壹反歩

一、黍ち貳斗五升

畑反別五畝歩

一、大豆貳石八斗

畑反別六反歩

一、蕎麥ソバ五斗

畑反別壹反歩

一、甘薯千貳百貫目

畑反別壹町貳反歩

一、馬鈴薯貳百貫目

畑反別貳反歩

壹石ニ付
壹円七十錢

壹石ニ付
貳円九十錢

壹石ニ付
壹円六十錢

壹石ニ付
壹円八十錢

壹石ニ付
三円

壹石ニ付
壹円七十錢

壹駄ニ付
壹円廿錢

貳駄ニ付
八拾錢

一、蘿蔔ラヂ(大根の一種) 四百貫目 壹反ニ付貳百貫目
廿貫目ニ付十貳錢

此反歩ハ入用ならハ大豆之歩ニテ

差引可被成候也

一、麻 四貫目 壹斤ニ付
三リ貳毛 但シ百六十目

畑反別五畝歩

一、楮皮コシ、貳拾貫目 壹斤ニ付

三錢

一、藨拾五貫目

同断

貳拾四錢

一、生糸壹貫五百目

同断

貳円四十錢

八、戸島村の物産取調べ

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

(表紙)

物産取調書上帳 明治十一年二月 戸島村

二小区戸嶋村

田反別七町貳反三畝七歩

一、米五拾四石貳斗四升貳合

老石ニ付
三円二十錢

田反拾五町

一、糯米百貳拾石

老石ニ付
三円三十錢

畑反別壹町五反歩

一、大麦六石

老石ニ付
老円七十錢

畑反別五反歩

一、小麦壹石

同断
三円

畑反別貳反歩

一、粟四斗

畑反別壹反貳畝拾貳歩

老石ニ付
老円六十錢

一、黍貳斗四升八合

畑反別三反五畝歩

老石ニ付
老円六十錢

一、大豆壹石四斗

畑反別壹反五畝歩

老石ニ付
三円

一、小豆四斗五升

畑反別貳反歩

老石ニ付
四円

一、蕎麦六斗

畑反別八反歩

老石ニ付
老円七十錢

一、甘薯百貫目

畑反別壹反歩

老石ニ付
百六十匁三分

一、馬鈴薯拾貫目

一、藪三拾貳貫目

老石ニ付
百六十匁三分
老石ニ付但シ
百六十匁貳円四十錢

一、生糸三貫貳百匁

一、楮皮五貫目

老石ニ付但シ
百六十匁貳錢五厘

九、楽々浦村の物産取調べ

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

(表紙)

<p>物産調書上帳控</p> <p>明治十一年二月廿六日</p> <p>楽々浦村</p>
--

二小区 楽々浦村

田反別三町七反四畝九歩

一、米貳拾貳石四斗五升八合

田反別四町

一、糯米貳拾貳石

畑反別八反歩

一、大麦貳石八斗

畑反別七反歩

一、小麦壹石五升

畑反別五反歩

硯石二付
三円十銭

硯石二付
三円〇五銭

硯石二付
硯石七十銭

硯石二付
貳円九十銭

一、蕎麦 硯石貳斗五升

畑反別老町

一、大豆三石五斗

畑反別五反四畝拾壹歩

一、小豆硯石六斗三升

畑反別老町五反歩

一、甘藷百貳拾貫目

一、藺 貳拾五貫匁

一、生糸三貫目□(貳貫八百貳拾目)

一、楮皮貳拾貫目

麦作二付高

反別老町三反歩

内訳

老町老反歩

此収穫三石三斗四升

貳反歩

此収穫五斗

一、作物之播種凶作

硯石二付
硯石五十銭

硯石二付
貳円九十銭

硯石二付
三円七十銭

硯貫匁二付
三銭かへ(替)

但 大麦

但 小麦

明治十一年七月一日

結邨 組長

今井政太郎代 ㊟

一、反別三反五畝歩

内

反別式反歩

此収穫八斗

反別壹反五畝歩

此収穫三斗

一、作物播種凶作

明治十一年六月三十日

但 大麦

但 小麦

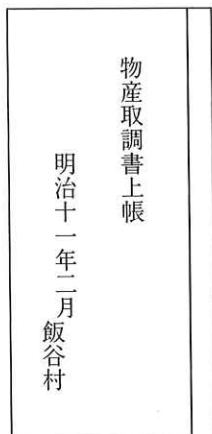
楽々浦邨 組長

瀬崎藤右衛門

一〇、飯谷村の物産取調べ

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

(表紙)



飯谷邨

田反別三拾町九畝廿三歩

一、米式百七拾石九斗

壹石二付
三円式拾銭

田反別式町

一、糯米拾五石

壹石二付
三円三拾銭

畑反別四町壹反歩

一、大麦三拾石八斗

壹石二付
壹円七拾銭

畑反別六反歩

一、小麦壹石八斗

畑反別四反五畝歩

第一節 明治維新と布達

小豆	石	六町歩	一反歩	廿一石七斗	三石三斗	五円
蕎麥	石	壹町壹反五畝歩	五畝歩	五石七斗七	六斗四升	三円六十錢
甘薯	畝	十二町九反八畝二拾五歩	九町七反	九拾畝	五合	四十七日一
馬鈴薯	畝	三反歩	六畝	三拾三畝	三十貫目	四十八日一
				七拾錢	右同斷	

明治十二年但馬国城崎郡特有物産表楽々浦村外五ヶ村

桑	斤	四万六千八百七十五斤	前年比較	一石二斤	ノ通価	百六十日一斤
麻	斤	三百三十一斤	増	四十三百七拾五斤	壹錢一厘	百六十日一斤
繭	斤	四千九百五十六斤	減	二拾錢八厘	百六十日一斤	百六十日一斤
生糸	斤	千九百三十一斤	増	拾八錢八厘	百六十日一斤	百六十日一斤
楮皮	斤	一万二千九十三斤	減	四圓	百六十日一斤	四圓六毛

明治十二年二月但馬国城崎郡特有物産表結村外三ヶ村

品名	石	插種地反別反	前年比較	産額	前年比較	壱石通価
八木	石	五拾四町九反歩	増	三百六十石	増	四圓三十錢
榎米	石	拾五町八畝廿九歩	減	六拾九石二斗	減	四圓五十六錢
小麦	同	三町二反歩	増	五石七斗	増	貳圓九十錢
粟	同	壹町壹反歩	増	七石九斗	増	壹圓十錢
黍	同	貳反二畝歩	増	壹石貳斗	増	貳圓十五錢

大豆	同	五町八反歩	減	八石八斗	減	五円
小豆	同	四町八反歩	増	拾九石六斗	増	三円三十錢
蕎麥	同	壹町壹反歩	減	三石七斗	減	貳圓十錢
甘薯	畝	五町七反八七歩	増	五拾畝	増	九十錢

明治十貳年二月 但馬国城崎郡物産表 結郷外 受理村々

品名	斤	産額	壱斤通価
麻	三百斤	四厘	三円六十錢
生糸	九拾斤	三錢五厘	三圓五厘
楮皮	八百斤	貳圓	貳圓
馬白	拾五畝	但シ壹畝二付	貳圓

右私共受理村々物産表取調候処前記之通り相違無之

候也

城崎郡飯谷村戸長

加田與三右衛門

美合 城崎郡役所御中

城崎郡飯谷村外三ヶ村特有物産表

品名	結村産地	作物種類	産高	売路	金額	盛衰及原由
生糸	結戸島	平民	九拾斤	当国豊岡町	三百貳拾四円	時好ニ逼セサルニ衰
楮皮	右同斷	右同斷	八百斤	当国当郡畑	貳拾八円	盛衰ナシ
馬白	右同斷	拾五畝	八百斤	上郷江	三拾円	盛衰ナシ但シ値段高

右之通り相違無之候也

城崎郡飯谷郷戸長

明治十式年三月

加田與三右衛門

城崎郡役所御中
美含

(一)明治十二年楽々浦村の物産取調べ

(表紙)

<p>明治十二年分物産取調書上帳 明治十三年四月楽々浦村</p>

一、田反別九町八反九畝廿歩

一、四町九反歩

一、糯米式拾九石四斗

一、四町九反九畝廿歩

餅米式拾七石九斗五升五合

壹反二付六掛ル

壹反二付五六掛ル

一、六反五畝歩

大麦式石九斗式升五合

一、七反五畝歩

小麦三石

一、畑反別六反五畝歩

大豆式石九斗式升五合

一、畑反別七反五畝歩

小豆三石

一、畑反別式町五反歩

蕎麥七百五拾貫目

一、畑反別壹町歩

蘿蔔千貫目

一、畑反別壹反四畝拾一步

粟式斗五升四合

壹反二付四五掛ル

壹反二付四掛ル

壹反二付式掛ル

壹反二付四掛ル

壹反二付三拾貫目

壹反二付百貫目

壹反二付壹斗八升

(三)明治十二年飯谷村の物産取調べ

(表紙)

<p>明治十二年度 物産表 但馬国城崎郡飯谷村</p>

田反別三拾貳町九畝廿三歩

此上り米貳百廿四石六斗八升三合 壹反二付七掛ル

畑反別貳町歩

此上り大麦九石

壹反二付四、五掛ル

畑反別四反歩

此上り小麦壹石六斗

壹反二付四掛ル

畑反別三町歩

此上り大豆六石

壹石二付貳掛ル

畑反別貳町歩

此小豆八石

壹反二付四掛ル

畑反別壹町五反歩

此上り粟四石五斗

壹石二付三掛ル

畑反別壹反歩

此上り黍四斗

壹反二付四掛ル

畑反別壹町貳反八畝廿五歩

此上り甘薯九百五拾貫目

畑反別三反歩

此上り麻四拾貫目

壹反二付

拾三貫三百三拾三匁

楮七拾五貫目

繭百六拾貫目

生糸七貫目

(四) 明治十二年結村の物産取調べ

(表紙)

明治十二年度 物産表 但馬国城崎郡結村

田反別七町八反壹畝廿八歩

此上り米五拾石八斗貳升六合 壹反二付六斗五升

田反別五反歩

此上り糯米三石壹斗 壹反二付六斗三升

畑反別五反歩

此上り大豆三石 壹反二付六斗

畑反別貳反

此上り小豆八斗 壹反二付四斗

畑反別貳町壹反貳畝歩

此上り大麦拾石六斗 壹反二付五斗

畑反別三反貳畝歩

此上り小麦九斗六升

壹反二付三斗

畑反別壹反歩

此上り粟三斗

壹反二付三斗

畑反別壹反五畝歩

此上り蕎麦七斗九升五合

壹反二付五斗三升

畑反別壹町貳反歩

此上り甘薯千四百貫目

壹反二付百二拾貫目

畑反別貳反歩

此上り馬鈴薯貳百貫目

壹反二付百貫目

生糸

壹貫六百目

桑

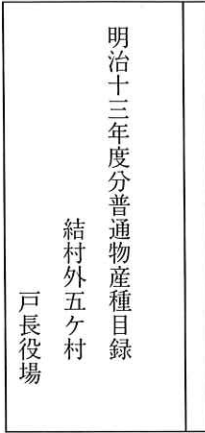
千貫目

繭

二百貫目

二、明治十三年結村外五カ村物産取調べ
 (瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

(表紙)



御届

城崎郡結村外五カ村

今回普通物産種目上平作収量受理内名調候処相違無之候二付此段上申候也

十四年四月

第八戸長
 瀬崎宗太郎

城崎美含郡長久保田周輔殿

普通物産種目上平作ノ収量 城崎郡 田方之部 結村外五ヶ村

種目	粟	大豆	蚕豆
産額	上作収量 七升七合	上作収量 七升	上作収量 四升
現備	平作収量 七升七合	平作収量 七升	平作収量 四升
備考	忝斗忝升五合	九升八合	八升
備考	忝斗忝升五合	九升八合	八升
備考	忝斗忝升五合	九升八合	八升
備考	忝斗忝升五合	九升八合	八升

畑方之部 上作取穫平作取穫

種目	産額	現備	平作取穫
大麦	七升	四升五合	四升五合
小麦	五升四合	三升四合	三升四合
粟	六升五合	四升五合	四升五合
黍	六升五合	四升五合	四升五合
秋大豆	六升六合	四升	四升
秋小豆	七升	四升	四升
菜種	六升	四升	四升
夏蕎麦	九升三合	六升三合	六升三合
蚕豆	五升	四升	四升
胡麻	四升	三升	三升
牛蒡	廿貫目	拾五ノ目	拾五ノ目
大根	四十忝貫目	廿九貫目	廿九貫目
秋蕎麦	四升	三升	三升
麻	壹貫三百廿目	八百八十目	八百八十目
甘苣	貳拾貳貫目	十六ノ目	十六ノ目
里薯	貳斗五升	九升	九升

反別二扱リ難キ苧畑畦作之類

種目	産額	現備
秋大豆	十八石五升	百四拾四円拾五銭
秋小豆	九石九斗	六拾九円三十銭
粟	拾五石三斗	七拾六円五拾銭
大根	三千貫目	四十五円
明葉小豆	六石貳斗	廿四円八十五銭
菜種	忝石	五円五十銭
蕎麦	貳石	五円
甘薯	千五百ノ目	四十五円

第一節 明治維新と布達

特作物産収量種目

種目	産額	現価	量斤之価
生糸	四拾貫目	千三百三十七円	貳百目二付
柳	百七拾貫目	五拾八円	壹貫目二付
梔	四十七百〇目	百三拾八円五十	壹貫目二付
馬白	千八百〇目	四百四十六円	壹貫目二付
桑	八千三百〇目	八百三十一円	壹貫目二付
蘆蓮	貳千五百枚	貳百拾二円五拾	壹枚二付
割木	二万四千二百〇目	二百拾二円八拾	壹貫目二付
薪	二万八千七百五十把	百九拾一円六十	拾把二付
炭	五百四拾五駄	六錢七厘	拾把〇目壹駄二付
山薯	貳拾貫目	拾錢	壹貫目二付
紙	四百七拾二〇目	三円	百目二付
棕	貳拾荷	八百四拾壹円	壹荷二付
鱈小	一万千尾	十円	壹尾二付
鱈大	千二百尾	百拾円	壹尾二付
鱈	五十〇目	六十円	壹〇目二付
蛸	三石	四拾円	壹升二付
蛤	一万八千二百	三拾二円三十錢	壹升二付
鯧	五十五	六拾円	壹升二付
海老	五斗	貳円五十錢	壹升二付

普通物産種目上平作ノ収量

城崎郡結村

田方ノ部

種目 粟 畝歩二付 上作收穫 平作收穫

種目 稻 〃 粟斗二升 八升

種目 大麦 〃 粟斗 七升

種目 畑方ノ部 粟畝歩二付 上作收穫 平作收穫

種目 小麦 七升 五升

種目 黍 八升 四升

種目 秋大豆 九升 五升

種目 甘薯 八升 四升

種目 馬鈴薯 貳拾貫目 拾五貫目

種目 夏蕎麥 三拾貫目 廿貫目

種目 麻 五升 三升

種目 蘿蔔 壹貫八百目 九百目

種目 反別二抛り難キ刈畑畦作ノ類 四拾貫目 三拾貫目

種目 産額 現価

秋大豆 三石 廿壹円九十銭

秋小豆 貳石五斗 拾七円五十銭

明樂小豆 壹石五斗 六円七十五銭

菜種 壹石 五円五十銭

粟 貳石五斗 拾貳円五十銭

特有物産収量種

種目 産額 現価 量斤ノ価

生糸 四貫目 百拾貳円 貳百目二付五円六十銭

木楮 五百貫目 拾貳円五十銭

壹貫匁二付貳銭五厘

柳 百貫目 三拾円 壹貫匁二付三十銭

桑 八百貫目 百四円 壹貫二付十三銭

割木 九千貫目 八拾壹円 壹貫匁二付九銭

薪 千七百五十把 拾壹円六十六銭切り

拾銭二付十五把

□実 千五百貫目

貳百拾円 壹貫目二付十四銭

当村農会委員

十四年四月三日 物代 今井政太郎

戸長

瀬崎宗太郎殿

普通物産種目上平作ノ収量

城崎郡楽々浦村

田方ノ部

種目 壹畝歩二付 上作収量 平作収量

稲 壹畝歩二付 壹斗壹升 五升

大麦 壹畝歩二付 六升 五升

畑方の部

大根 壹畝二付 四十貫目 貳十貫目

甘薯 〃 貳十貫目 十五貫目

粟 〃 五斗四升

サト薯 〃 貳斗 八升

夏蕎麦 〃 壹斗 八升

特有物産収量種目

種目 産額 現価 量斤ノ価

生糸 三貫目 九十円 貳百目二付六円

明治十五年三月十三日
城崎美含郡長久保田周輔殿

瀬崎宗太郎

城崎郡楽々浦村外五ヶ村

明治十四年度部内普通物産収調候処相違無之二付此段
上申候也
城崎郡楽々浦村外五ヶ村

格 五百貫目 十五円 壹貫目二付三錢
桑 四百貫目 四十八円壹貫目二付十二錢
割木 四千貫目 五十円 十二錢五厘
薪木 貳千把 十五円 壹竿かへ
特有物産魚類種目
イナ魚 壹万尾 平ニテ 百円
ボラ魚 千尾 五十円
ウナギ魚 五十貫目 四十円
カキ貝 チット 貳十円
ハマグリ貝 壹万 貳十円
エビ 五斗 貳円五十錢

明治十四年 城崎郡楽々浦村外五ヶ村

第一類物産調

戸長役場

品目	地目反別	産額	価額	一反乘収量	壹斤価
早稲田	廿四町八反十一	百六拾壹石九斗六合	千五百十七円四十	六斗四升八合	六円九拾六錢六厘
中稲田	廿壹町六反三七十歩	二百九十九石二斗八升	千七百三十五円四十七錢二厘	五斗六升五合八	五円八十錢
晚稲田	廿八町一反八七	百六十六石六斗一升八合	千二百廿二円七拾三錢	五斗八升九合	六円九拾六錢
權稲田	拾八町四反九七	百九石八斗一升八合	千九百七拾一円八十八錢二厘	五斗三升三合	九円
大麦田	拾貳町五反一七	六拾九石四斗三升七合	二百四拾三円〇二錢三厘	五斗七升七合五	三円五十錢
小麦畑	四町三反歩	拾三石四斗九升三合	七拾九円五拾八錢五厘	三斗八升六合五	五円八十三錢二
粟畑	貳町七反八七歩	九石四斗九升	卅六円廿壹錢	三斗八升三合余	三円九十一錢四
秋大豆畑	三町六反五畝歩	拾八石五斗貳升	百廿七円六拾七	四斗五升八合余	七円
秋小豆畑	五町三反歩	四石七斗八升	四拾六円五拾三	貳斗貳升五合	拾円
蚕豆畑	四反歩	貳石	八円	五斗	四円
蕎麥畑	壹町七反歩	八石九升	廿九円八十八錢	四斗貳升六合余	三円六十六錢六
豆畑	三反歩	壹斗九升五合	貳円六拾五錢	六升五合	八円五拾錢
柳畑	七反歩	百廿六貫目	廿七円六拾二錢	百拾二斤半	廿三錢
麻畑	三町三反歩	五百九拾四貫目	五拾九円四十錢	百拾一斤半	拾六錢
大根畑	三町六反歩	七千五百貫目	百三拾五円	百廿五斤	三厘
甘藷畑	六町四反歩	目 一万千六百十貫	五錢	百五十八斤七分	六厘

第二類物産調

品目	産額	価額	容斤価
生糸	四拾四貫目	九百七拾一円廿五錢	百目二付二円廿錢七厘余
楮	三千二百五拾貫目	八拾零円廿五錢	容ノ目二付貳錢五厘
桑	五千四百貫目	二百七拾二円五十錢	容ノ目二付五錢
薪	五万五千貫目	三百五十三円五十錢	容ノ目二付貳厘
炭	壹万二千貫目	二百四拾円	容ノ目二付貳錢
馬白	百八十貫目	九円	容ノ目二付五錢
蓮	二千五百枚	二百円	壹枚二付八錢
紙	三百八十貫目	七百六十五円	壹貫目二付貳円
洪柿	三拾貳石	三十貳円	壹升二付壹錢
山芋	五十貫目	貳十円	壹ノ目二付四十錢
蛤貝	壹万七千貳百ヶ	三拾四円四拾錢	壹ノ目二付貳厘
観貝	四拾四石	六拾六円	壹升二付壹錢五厘
カキ貝	十石	十五円	壹升二付壹錢五厘
イナ魚	五千七百尾	百十四円	壹尾二付貳錢
ボラ魚	三百尾	十八円	壹尾二付六錢
鰻	四拾ノ目	四十円	百目二付十錢

記

結郵外三ヶ郵

一反別八拾四町六反八畝廿三歩

内

稻作反別六拾九町九反八畝廿九歩

此収穫米四百貳拾九石貳斗

但作柄ノ模様中作

大豆作反別五町八反歩

此収穫八石九斗

但作柄模様凶作

小豆反別四町八反歩

此収穫九石六斗

但作柄模様上作

粟作反別四町壹反歩

此収穫七石壹斗

但作柄模様中作

右私共受理内本年収穫米并其他作柄模様

書面之通有之候也

3、小学校の経費

一三、楽々浦小学校の月俸等支給規則

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

記

一金七拾貳円六十六銭

明治十三年自一月至六月二楽々浦校予算高此割百七拾三戸

此記

壹戸二付七銭

一金五拾七円

教員以下給料

一々拾円三拾八銭

郡役所予備金

一々式拾円壹厘

諸賄并諸書籍費

右者実況を量り校内協議予算相立候条前額之通り賦課

御承認相成度此段申上候也

但馬国城崎郡

飯谷村楽々浦
村戸島村結村
連区

楽々浦校学務委員

明治十三年

植田弥左衛門

岸本源六印

田中八右衛門印

城崎
美舎
郡長

久保田周輔殿

明治十三年八月十三日

承認之事

印

瀬崎藤左衛門印

記

一金四拾七円四拾六銭

明治十三年自七月至九月二氣比校予算高此割式百二十六戸

此記

壹戸二付七銭

金三拾四円五拾銭

教員以下給料

楽々浦校八五円拾九銭也

郡役所予備金

金六円拾八銭

諸賄并諸書籍費

計

右者実況ヲ量り校内協議予算相立候条前額之通り賦課

御承認相成度此段申上候也

但馬国城崎郡
氣比村連区
田結村

氣比村学校委員

明治十三年七月

山本三郎右衛門

第壹号

一 学務委員之數

一金百三拾八円四拾八錢

内訳

金九拾六円

是ハ一ヶ月八円壹名ノ積算ナリ

金九円八拾四錢

是ハ学区内各校巡回旅費ノ積算ナリ

金八円六拾四錢

是ハ郡役所へ出頭ノ節旅費并ニ滞在日当ノ積算ナリ

金式拾四円

事務取扱費

野垣平右衛門

磯崎仁右衛門

嶋崎四郎兵衛

氣比邨総代人

尾崎治郎左衛門

田結村総代人

熊本与平治

一名

学務委員費

給料

是ハ筆墨紙油炭費二壹円、小使金二一ヶ月壹円ノ

積算ナリ

第壹号付録

月俸之部

月俸支給方ハ教員月俸支給規則ニ拠ル

旅費之部

第一條 旅費ハ往復二里ニ滿タザルモノハ給セズ

第二條 旅費ハ總テ其往復通計里程及泊數ニ応じ左ノ

旅費滞在日当ヲ併セ支給ス、但シ一里未滿ノ

端數ハ支給セズ

旅費一里二付七錢

滞在一泊ニ付三拾錢

第三條 私事ヲ以テ他行中公務ヲ命スルモノハ公務執

行中滞在日当及帰行旅費ヲ支給ス

第四條 公務出張中病氣ニテ許可ヲ得滞セルモノハ

滞日当及帰行旅費ヲ支給ス

第五條 二里ニ滿タザル旅行ト虽モ急行ノ向ニ限り実

費ヲ支給ス

但シ本條ノ場合ニ於テ実費支消セシ確証ヲ差

出ス可シ

第六條 赴任帰郷共本則ニ拠リ旅費支給ス

第貳号

一金壹円六拾錢

内訳

会議費

金四円八拾錢

是ハ議員拾六人一日弁当料金三拾錢宛メ積算ナ

リ

金四拾錢

是ハ書記日当一日金四拾錢ノ積算ナリ

金五拾錢

是ハ議場借入一日ノ積算ナリ

金七拾錢

是ハ消耗費ノ積算ナリ

明治十八年度收入予算

十八年一月一日調

一總金額百四拾四円九拾八錢

戸数割

總戸数千四百六拾八戸

但シ壹戸付九錢八厘四毛

一四、樂々浦校の経費

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

明治十三年自七月至十二月 樂々浦校出納計算

一金百六拾円九錢三厘 元請高

内訳

金七拾円四拾八錢三厘

前年越高

金貳円五厘

文部省補助金

金九円四拾貳錢五厘

地方税補助金

金七拾貳円六拾六錢

共議費

金五円五拾貳錢

生徒授業料

一金百拾九円八拾五錢三厘 仕払高

内

金貳円五厘

文部省補助金

金九円四拾貳錢五厘

地方税

金七拾貳円六拾六錢

共議費

城崎美含郡長

三口ノ八拾四円〇九錢

久保田周輔殿

内訳

金四拾八円

教員俸給

一五、楽々浦校の経費

金四円〇八錢貳厘

書籍器械費

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

金三拾三円五拾八錢壹厘

営繕費

明治十三年下半年別十四年自一月至七月学資計算表

金拾三円八拾錢

諸備給

一金百貳拾九円貳拾壹錢貳厘

元請高

金三円六拾五錢六厘

薪炭油費

内訳

金拾六円七拾三錢四厘

諸雜費

金四拾円貳拾四錢

前年越高

六口ノ百拾九円八拾五錢三厘

内

一金四拾円〇貳拾四錢

元払差引残り

金貳円六厘

文部省補助金

内

金貳円五厘

文部省補助金

金九円四拾貳錢六厘

共議費

金九円四拾貳錢五厘

地方税補助金

金貳拾八円八拾錢八厘

地方税補助金

金貳拾八円八拾壹錢

共議費

金貳円六厘

文部省補助金

右之通相違無御座候也

右戸長

金九円四拾貳錢六厘

地方税補助金

金七拾壹円八拾貳錢

共議費

明治十四年四月十日

瀬崎宗太郎

金五円七拾貳錢

授業料

一金八拾九円四拾七銭九厘

払高

明治十四年九月廿四日

瀬崎藤左衛門 印

金拾七円六拾五銭九厘

共議費

戸長

金七拾壹円八拾貳銭

共議費

瀬崎宗太郎 印

内訳

金四拾五円九拾銭

教員俸給

城崎美含郡長久保田周輔殿

金三円七拾壹銭五厘

書籍器械

一六、楽々浦小学校経費

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

金拾三円八拾銭

諸備給

金八拾八銭

学校屋敷賃

明治十五年 自七月至十二月 楽々浦小学校勘定帳

金九円五拾五銭五厘

薪炭油費

一金百五拾円六拾六銭

元請高

金五円三拾六銭八厘

諸雜費

金拾円〇貳拾六銭

予備金

内訳 金貳拾九円四拾八銭四厘

前期越高

一金三拾九円七拾三銭三厘 元払差引残

内

金四円壹銭貳厘

文部省補助金

内 金四円壹銭貳厘

文部省十四年度後半期ヨリ
越高十五年上半期越高

金拾八円八拾五銭貳厘

地方税補助金

金九円三拾壹銭貳厘

地方税十四年度後半期ヨリ
十五年度上半期越高

金拾六円八拾六銭九厘

共議費授業料

金八円九拾八銭四厘

共議費授業料十四年度下半期ヨリ
十五年度上半期越高

右之通り相違無之候也

金七円拾七銭六厘

地方税十四年度下半期ヨリ
十五年度上半期越高

楽々浦小学校学務委員

金八円拾壹銭貳厘

小学〇割
十五年度前半期地方税

金四円五拾六銭四厘

右同断
戸数之配付

金百弍円六拾錢

共議費

金百〇老円八拾老錢九
厘殘金七拾八錢老厘

十五年度上半期中^仕私
十五年度下半期へ越^高

金五円九拾錢

授業料

一金百〇老円八拾老錢九厘

払高

内

金

内訳

金五拾弍円弍拾錢

教員給料

金拾円三拾四錢五厘

書籍器械費

金三拾六錢老厘

營繕費

金八拾八錢

学校屋敷賃

金弍拾円拾錢

諸給料

金八円三拾弍錢六厘

薪炭油費

金九円六拾錢七厘

諸雜費

一金四拾八円八拾四錢老厘

元払差引殘金

内

金四円老錢弍厘

文部省十四年度後半期ヨリ
越高十五年上半期へ越^高

金九円三拾老錢弍厘

地方税十四年度後半期ヨリ
十五年度上半期へ越^高

金八円九拾八錢四厘

共議費授業料十四年度下半期
ヨリ十五年度上半期へ越^高

金七円拾七錢六厘

地方税十四年度下半期ヨリ
十五年度上半期へ越^高

金八円拾老錢弍厘

十五年度前半期地方税
小学□へ割

金四円五拾六錢四厘

右同断
戸数之配付

金七拾八錢老厘

共議費十五年度上半期中^仕
払殘金十五年度下半期へ越^高

金五円九拾錢

授業料

右ハ明治十五年自七月至十二月楽々浦小学校費請払勘
定帳書面之通り無相違候也

城崎郡楽々浦小学校

学務委員

明治十五年三月

東家甚右衛門

戸長

瀬崎宗太郎

城崎美含郡長

久保田周輔殿

一七、楽々浦小学校経費

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

明治十五年^自至六月^至楽々浦小学校勘定帳

一金百拾八円七拾四銭九厘

元 請高

内訳

金貳拾貳円三拾銭八厘

前期越高

内

金四円壹銭貳厘

文部省十四年度上半期残金
同十四年度下半期越高

金九円三拾壹銭貳厘

地方税十四年度上半期残金
同十四年度下半期越高

金八円九拾八銭四厘

共議費授業料十四年度上半期
残金同十四年度下半期越高

金九円五拾四銭

地方税十四年度前半期^{より}
同十四年度下半期中仕払

金九円五拾四銭壹厘

地方税十四年度下半期分^{より}

金貳円三拾六銭五厘

十四年度下半期中仕払

残金七円七拾七銭六厘

十四年度残金十五年度へ越高

金七拾壹円八拾貳銭

共儀費

金五円五拾四銭

授業料

一金八拾九円貳拾六銭五厘

払高

内

金九円五拾四銭

地方税十四年度前半期分

金貳円三拾六銭五厘

地方税補助金十四年度下半期分

金七拾壹円八拾貳銭

共儀費

金五円五拾四銭

授業料

内訳

金四拾六円四拾銭

教員給料

金貳円四拾四銭五厘

書籍器械費

金八拾八銭五厘

營繕費

金八拾八銭

是八十二月之
計算三出事

学校屋敷賃

金拾四円拾銭

諸給料

金八円九拾貳銭五厘

薪炭油費

金六円五拾五銭

諸雜費

金拾円貳拾六銭

予備費

一金貳拾九円四拾八銭四厘

元払差引残金

内

金四円壹銭貳厘

文部省十四年度上半期ヨリ
越高同年後半期越高

金九円三拾壹銭貳厘

地方税十四年度上半期ヨリ
同年後半期へ越高

金八円九拾八錢四厘

共儀費授業料十四年度上半
期より同年後半期へ越高

金七円拾七錢六厘

地方税十四年度下半期ヨリ
下半年期ニテ仕払残す五年江越高

右ハ明治十五年自一月至六月楽々浦小学校請払勘定帳

書面之通り無相違候也

城崎郡楽々浦小学校

学務委員

明治十五年十一月廿九日

東家甚右衛門

戸長

瀬崎宗太郎

城崎美含郡長

久保田周輔殿

一八、楽々浦小学校教員給料等の請取簿

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

(表紙)

<p>明治十六年自一月至六月</p> <p>楽々浦 小学校計算簿</p> <p>楽々浦組 戸長役場印</p>
--

記

一金拾三円五錢 一月分教員以下月俸

右之通り正二請取候也

楽々浦学校学務委員総代

明治十六年一月

東家甚右衛門印

城崎郡役所

美含

記

一金四円九拾錢

一月分給料

右之通り正二請取候也

明治十六年一月

城崎
美含 郡役所

記

一金壹円四拾銭

右之通り正二請取候也

明治十六年一月

城崎
美含 郡役所

記

一金壹円三拾銭

右之通り正二請取候也

城崎
美含 郡役所

楽々浦学校補助員

横田勝太郎[㊦]

一金壹円拾銭

右之通り正二請取候也

記

一月分給料

楽々浦校助教

谷口政吉

一月分給料

楽々浦学校助教員

岸本唯之助

一金三円

右之通り正二請取候也

記

一月分給料

楽々浦学校学務委員総代

東家甚右衛門

一月分給料

楽々浦校助教

瀬崎秀太郎

一金壹円三拾五銭

右之通り正二請取候也

記

一月分給料

楽々浦学校僕

明治十六年一月

田中孫左衛門

城崎
美含 郡役所

記

一金廿六錢

罌紙式百枚代

上等八人

但老入六錢

一々四拾錢

水筆代

但シ式人以上ニ付半人ヲ減ス

一々拾八錢

木筆代

メ金四拾八錢

一々五拾壹錢

炭拾壹メ月代

中等九人

但シ老入四錢

一々壹円九拾五錢

薪木式百拾五メ目代

但シ式人以上ニ付半人ヲ減ス

一々廿五錢

茶老俵代

メ金三拾六錢

一々四拾五錢

屋根作事

下等十人

但シ老入式錢

一々七拾五錢

炭拾七メ月代

但シ式人以上ニ付半人ヲ減ス

一々壹円

枝木百廿葉代

メ金廿錢

メ金五円七拾五錢

計金壹円四錢

右之通り正ニ請取候也

楽々浦校学務委員總代

楽々浦校学務委員惣代

東家甚右衛門㊦

明治十六年一月

東家甚右衛門㊦

明治拾六年一月生徒記

城崎

上等式人

結村

中等式人

下等三人

ノ金貳拾六錢

上等式人

中等式人

下等式人

ノ金廿錢

上等式人半

中等三人

下等式人

ノ金廿五錢

上等式人半

中等三人

下等三人

ノ金三拾三錢

記

一金拾三円五錢

右之通り正ニ請取候也

楽々浦学校学務委員総代

東家甚右衛門[㊦]

戸島村

城崎
郡役所
美含

記

一金四円九拾錢

右之通り正ニ請取候也

二月分給料

楽々浦村

楽々浦学校補助員

明治十六年二月

横田勝太郎[㊦]

城崎
郡役所
美含

飯谷村

記

一金壹円四拾錢

右之通り正ニ請取候也

二月分給料

楽々浦学校助教員

明治十六年二月

岸本唯之助

二月分教員以下月俸

城崎
郡役所
美含

記

一金壹円三拾銭

右之通り正ニ請取候也

二月分給料

明治十六年二月

東家甚右衛門

楽々浦学校助教員

明治十六年二月

瀬崎秀太郎

記

一金壹円三拾五銭

二月分給料

城崎
郡役所
美含

右之通り正ニ請取候也

楽々浦学校僕

記

一金壹円拾銭

右之通り正ニ請取候也

二月分給料

明治十六年二月

田中孫左衛門

楽々浦学校助教員

明治十六年二月

谷口政吉

記

一金廿銭

土瓶代

城崎
郡役所
美含

一々拾三銭

罫紙百枚代

記

一々壹円

横田勝太郎出豊

一金三円

右之通り正ニ請取候也

二月分給料

一々壹円

東家甚右衛門出豊

楽々浦学校学務委員総代

一々壹円五拾銭

テール代

日当

日当

一々八拾錢

書籍入算筒代

メ金三拾六錢

一々拾錢

ツケ木代

下等十人

但壹人貳錢

一々廿錢

ヒバシ代

但貳人以上ニ付半人ヲ減ス

一々貳円七錢

割木代

メ金貳拾錢

メ金七円也

計金壹円四錢

右之通り正ニ請取候也

樂々浦学校学務委員

樂々浦学校学務委員総代

東家甚右衛門

明治十六年二月

東家甚右衛門^印

明治拾六年二月生徒記

結村

城崎
美含 郡役所

明治十六年二月生徒授業料

一生徒三十四人

樂々浦学校

下等三人

メ金貳拾六錢

内七人

無授業料

上等貳人

戸島村

上等八人

但壹人六錢

中等壹人

但貳人以上ニ付半人ヲ減ス

下等貳人

メ金四拾八錢

メ金廿錢

中等九人

但壹人四錢

上等壹人半

樂々浦村

但貳人以上ニ付半人ヲ減ス

中等三人

下等式人

ノ金廿五銭

上等式人半

中等三人

下等三人

ノ金三拾三銭

記

一金拾三円五銭

右之通り正二請取候也

飯谷村

城崎 郡役所
美含

記

一金壹円四拾銭

右之通り正二請取候也

三月分給料

楽々浦学校助教員

岸本唯之助

明治十六年三月

城崎 郡役所

美含

記

一金壹円三拾銭

右之通り正二請取り候也

三月分給料

楽々浦校助教員

瀬崎秀太郎

明治十六年

城崎 郡役所

美含

三月分給料

一金四円九拾銭

右之通り正二請取候也

楽々浦学校補助員

横田勝太郎 ㊦

一金壹円四拾銭

三月分給料

明治十六年三月

右之通り正ニ請取り候也

楽々浦学校助教員

美含 郡役所

明治十六年三月

谷口政吉

記

城崎 郡役所
美含

一金三拾五錢

角印代

一々七拾五錢

炭拾七ノ目代

一々壹円

割木代

一々壹円

横田勝太郎出豊

一金三円

三月分給料

日当

右之通り正ニ請取り候也

楽々浦学校学務委員総代

東家甚右衛門出豊

明治十六年三月

東家甚右衛門

日当

城崎 郡役所

一々三拾貳錢

白墨代

美含

一々拾三錢

罫紙百枚代

記

一々四拾錢

間戸貼紙代

一金壹円三拾五錢

三月分給料

一々廿錢

卒業紙代

右之通り正ニ請取候也

楽々浦学校僕

一々壹円

タンクズ代

明治十六年三月

田中孫左衛門

ノ金七円拾五錢

右之通り正ニ請取候也

城崎

楽々浦学校学務委員総代

明治十六年三月

東家甚右衛門④

明治拾六年三月生徒記

城崎

郡役所

結村

美含

中等式人

明治十六年三月生徒授業料

下等三人

一生徒三十四人

楽々浦学校

ノ式拾六銭

内七人

無授業料

上等式人

上等八人

但壹人六銭

中等壹人

但式人以上二付半人ヲ減ス

下等式人

ノ金四拾八銭

ノ金廿銭

中等九人

但壹人四銭

上等壹人半

但式人以上二付半人ヲ減ス

中等三人

ノ金三十六銭

下等式人

下等十人

但壹人式銭

ノ金廿五銭

但式人以上二付半人ヲ減ス

上等式人半

ノ金式拾銭

中等三人

計金壹円四銭

下等三人

楽々浦校学務委員

ノ金三拾三銭

東家甚右衛門

記

楽々浦村

飯谷村

一金壹円六拾五銭

四月分教員以下月俸

右之通り正二請取候也

城崎 郡役所
美含

楽々浦学校学務委員総代

記

明治十六年四月

東家甚右衛門[㊦]

一金壹円拾銭

四月分給料

城崎 郡役所

右之通り正二請取候也

美含

楽々浦学校助教

記

明治十六年四月

谷口政吉

一金四円九拾銭

四月分給料

右之通り正二請取候也

城崎 郡役所
美含

楽々浦学校補助員

記

明治十六年四月

横田勝太郎

一金三円

四月分給料

城崎 郡役所

右之通り正二請取候也

美含

楽々浦学校学務委員総代

記

明治十六年四月

東家甚右衛門

一金壹円三拾銭

四月分給料

右之通り正二請取候也

城崎 郡役所
美含

楽々浦学校助教

記

明治十六年四月

瀬崎秀太郎

一金壹円三拾五銭

四月分給料

右之通り正二請取候也

楽々浦学校僕

下等六人

ノ金三十拾五銭

明治十六年四月

田中孫左衛門

上等一人半

楽々浦村

城崎 郡役所

美含

中等三人

記

ノ金貳拾壹銭

一金三円拾八銭

書籍代

上等三人

戸島村

一々壹円八拾銭

炭代

中等一人

一々壹円七拾五銭

副木代

下等三人

一々貳拾六銭

罫紙代

ノ金廿銭

ノ六円九拾九銭

上等三人

右之通り正二請取候也

中等三人

結村

楽々浦校学務委員総代

下等三人

明治拾六年六月

東家甚右衛門^印

ノ金廿六銭

城崎 郡役所

記

美含

一金拾四円七拾五銭

五月分教員以下月俸

上等三人半

飯谷村

右之通り正二請取候也

中等三人

楽々浦校学務委員総代

明治十六年五月

城崎
郡役所
美含

記

東家甚右衛門[㊦]

一金壹円三拾錢

右之通り正二請取候也

五月分給料

一金六円

右之通り正二請取候也

五月分給料

明治十六年五月

城崎
郡役所
美含

記

楽々浦学校助教
瀬崎秀太郎

明治十六年五月

城崎
郡役所
美含

記

楽々浦学校教員
佐伯三郎太夫[㊦]

一金壹円拾錢

右之通り正二請取候也

五月分給料

楽々浦学校助教
谷口政吉

一金貳円

右之通り正二請取候也

五月分給料

明治十六年五月

城崎
郡役所
美含

記

楽々浦学校補助員
佐伯善造

明治十六年五月

城崎
郡役所
美含

記

一金三円

右之通り正二請取候也

五月分給料

楽々浦学校学務委員総代
東家甚右衛門

明治十六年五月

東家甚右衛門

城崎
郡役所
美含

記

一金壹円三拾五銭

右之通り正二請取候也

五月分給料

上等式人半

中等式人

下等六人

飯谷村

明治拾六年六月

東家甚右衛門④

城崎
郡役所
美含

明治十六年五月

楽々浦学校僕

田中孫左衛門

／＼金三拾五銭

上等老人半

中等式人

下等式人

楽々浦村

城崎
郡役所
美含

記

一金壹円拾銭

一々壹円五銭

一々壹円廿五銭

一々八拾銭

一々廿七銭

書籍代

豊岡出月当

炭代

枝木代

罌紙代

／＼金式拾壹銭

上等式人

中等老人

下等式人

／＼廿銭

上等式人

中等式人

下等三人

戸島村

結村

右之通り正二請取候也

／＼四円四拾七銭

楽々浦学校学務委員総代

金廿六錢

記

一金拾四円七拾五錢

六月分教員以下月俸

右之通り正二請取候也

楽々浦学校学務委員総代

明治十六年六月

東家甚右衛門[㊦]

城崎
美含 郡役所

記

一金六円

六月分給料

右之通り正二請取候也

楽々浦学校教員

明治十六年六月

佐伯三郎太夫[㊦]

城崎
美含 郡役所

記

一金貳円

六月分給料

右之通り正二請取候也

明治十六年六月

楽々浦学校補助員

佐伯善藏

城崎
美含 郡役所

記

一金壹円三拾錢

六月分給料

右之通り正二請取候也

楽々浦学校助教

明治十六年六月

瀬崎秀太郎

城崎
美含 郡役所

記

一金壹円拾錢

六月分給料

右之通り正二請取候也

楽々浦学校助教

明治十六年六月

谷口政吉

城崎
美含 郡役所

一金三円

記

右之通り正二請取候也

六月分給料

一々廿銭

手グラ井代

一々三拾銭

茶代

一々五銭六厘

郵便賃

楽々浦学校学務委員総代

一々式円六拾五銭六厘

明治十六年六月

東家甚右衛門

右之通り正二請取候也

楽々浦学校学務委員惣代

城崎
美含 郡役所

明治拾六年六月

東家甚右衛門[㊦]

記

一金壹円三拾五銭

六月分給料

城崎
美含 郡役所

右之通り正二請取候也

上等式人半

飯谷村

楽々浦学校僕

中等式人

明治十六年六月

田中孫左衛門

下等五人

城崎
美含 郡役所

一々金三拾三銭

楽々浦村

記

一金壹円

炭代

一々六拾銭

ヒンコウボン代

一々金式拾壹円

下等式人

一々五拾銭

薪木代

上等式人

戸島村

中等老人

下等老人

ノ廿錢

上等老人

中等老人

下等三人

ノ金廿六錢

一九、樂々浦小学校の經費

(瀬崎藤右衛門家所藏文書)

明治十六年 自一月 至六月 樂々浦小学校勘定帳

一金百六拾八円四拾壹錢七厘

元請高

内

金三拾六円四拾六錢五厘

前期越高

内訳

金貳円六厘

文部省十三年度分

金九円四拾貳錢六厘

地方税十三年度分

金七円四拾七錢六厘

地方税十四年度分

金五円九拾三錢七厘

共儀費

金拾壹円六拾貳錢

授業料

結村

金拾貳円六拾七錢六厘

十五年度前半期地方税

金拾六円三拾七錢貳厘

十五年度後半期地方税

金百貳円六拾錢

共儀費

金六円四拾六錢

授業料

一金百貳拾四円五拾七錢六厘

払高

内

金拾貳円六拾七錢六厘

十五年度前半期地方税之分

金三円四拾四錢

十五年度後半期地方税之分

金百貳円六拾錢

共儀費

金六円四拾六錢

授業料

内訳

金五拾四円貳拾錢

教員給料

金拾貳円貳拾八錢

書籍器械費

金四拾五錢

營繕費

城崎郡楽々浦小学校

金貳拾六円拾錢

諸給料

学務委員

金拾五円拾三錢

薪炭油費

東家甚右衛門

金六円拾五錢六厘

諸雜費

城崎美含郡長

金拾円貳拾六錢

十五年自七月至十二月楽々浦校準備
金十六年六月十四日郡役所納メ

久保田周輔殿

一金四拾九円六拾九錢七厘

元払差引殘金

内

金貳円六厘

文部省十三年度分

金九円四拾貳錢六厘

地方税十三年度分

金七円拾七錢六厘

地方税十四年度分

金五円九拾三錢七厘

共儀費

金拾壹円六拾貳錢

授業料

金拾三円貳拾三錢貳厘

十五年後半期地方税
十六年前半期仕払残り

右ハ明治十六年自一月至六月楽々浦小学校費諸払勘定帳書面

之通り相違無之候也

明治十六年十一月